

## 第22回教育委員会会議

1 日時 平成30年10月16日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

### 3 出席者

山本 晋次	教育長
林 園美	教育長職務代理者
森末 尚孝	委員
巽 樹理	委員
平井 正朗	委員
大竹 伸一	委員
内藤 和彦	教育次長
林田 潔	都島区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
多田 勝哉	総務部長
水口 裕輝	指導部長
三木 信夫	生涯学習担当部長
富山富士子	首席指導主事
井上 省三	教務部長
玉置 信行	教職員制度担当課長
松浦 令	教職員給与・厚生担当課長
田中 大輔	教職員給与・厚生担当課長代理
窪田 信也	教職員服務・監察担当課長
眞野 麻美	教職員服務・監察担当課長代理
松田 淳至	教職員人事担当課長
栗信雄一郎	教職員人事担当課長代理

川本 祥生 政策推進担当部長兼教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名

(3) 案件

協議題第21号 社会教育委員会議への諮問について

協議題第22号 全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について

議案第96号 平成31年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について

議案第97号 職員の人事について

議案第98号 職員の人事について

議案第99号 職員の人事について

議案第100号 職員の人事について

議案第101号 職員の人事について

協議題第23号 職員の人事について

なお、議案第96号、第99号から第102号並びに協議題第22号及び第23号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第97号及び第98号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

協議題第21号「社会教育委員会議への諮問について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

現行の「生涯学習大阪計画」第4次計画の計画期間は2020年度までとなっており、計画の改訂に当たっては、教育委員会の諮問機関である社会教育委員会議からの意見具申を踏まえて策定している。

今回の諮問事項は、1点目が本市の地域の生涯学習施策、特にはぐくみネット等の教育

コミュニティ事業等の現状把握についてであり、2点目がその諸課題の整備についてであり、3点目が今後の地域と学校の協働による生涯学習の推進に向けた具体的方策についてである。審議期間は、2019年9月までとしている。諮問案は、本日の協議を踏まえ11月13日の教育委員会会議に議案として上程する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 最近のリカレント教育として、仕事をして、また教育を受けて、という流れがありますので、今回諮問事項についてお願いしたいのは、人に着目して議論していただきたいということです。教育委員会としてどの年代に焦点を当てて施策を推し進めていけばよいのかという点について、30代から50代の人に参加してもらうことは難しいとも思っていますので、そういったところに本当にこれから力を入れていくのか、あるいはもう少し層を絞ってこれからの施策に役立てていくのかという問題があります。これからの生涯学習として、ぜひそういった人に焦点を当てて、これからどうしていったらいいのかということについて議論していただければありがたいと思っています。

【三木部長】 ありがとうございます。諮問文では、『人生100年時代』にふさわしい生涯学習のあり方」とあり、社会が大きく変革しており、IoT等に対応した新たな地域社会がどうあるべきかについて、今までのような学ぶ人、教える人の固定化ではなくて、相互の学び合い、お年寄りから子どもたちも全てが学べるような、本当の生涯学習、ライフ・ロング・ラーニングという形について、人に着目した生涯学習についてぜひ議論したいと思います。

【林委員】 保護者の方々が、どうしても同世代の方々との交流が多くなり、いろいろな世代の方と触れ合う機会をなかなか持てていないと感じていますので、この生涯学習を通じてもう少し交流する機会をつくれるように考えていただきたいと思います。

【三木部長】 学校中心となりますと、どうしても同世代の方同士のおつき合いが中心になりますが、今後は、地域学校協働活動の中で、地域の方々が学校と連携しながら、お年寄りから子どもたちまでが交流できるような形での方策を考えていきたいと考えています。

【林委員】 そのためには、現状として、どういう年代の方々がどれだけ参加しているかというデータが必要になってくると思います。そこを見て、様々な世代の方々が交流できるものは何かを探していくことが重要であると思います。

【三木部長】 世代別の統計等も取っていききたいと思います。

【異委員】　　すごくいい取り組みをされていると思いますが、それを幅広く地域の方にも周知・広報しなければいけないと思います。子どもたちが生涯学習の情報収集に何をを使うかという調査で、1番がインターネットになっていたと思いますが、インターネットというのは、やはり自分から検索しないと出てこない仕組みになっていますので、幅広い年代の方々に周知するためには1つ工夫が要るのではと思います。LINEも手段として有効であると思います。現状はどのようにされていますか。

【三木部長】　　現状では、教育委員会のホームページに、いちようネットというページがありまして、そこに様々な生涯学習の情報があり、生涯学習センターの申し込みなど様々なことができるようになっていきます。また、広報媒体として、紙媒体で情報誌を作成し、市内各所で配布していますが、新たな広報手段についても、活用も含めて今後検討していきたいと思います。

【異委員】　　ありがとうございます。必要な人にしっかり届くような仕組み、仕掛けづくりをまた考えていただきたいと思います。

協議題第22号「全国学力・学習状況調査を受けた対応について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

全国学力・学習状況調査に向けた、次年度の調査に向けた目標設定について、各小中学校に通知をしたので、その報告をする。

数値目標については、前回の総合教育会議の場において、現段階で人事評価やインセンティブとは切り分けて、全国調査の指定都市15位程度となるのに必要な標準化得点、小学校ではこの12月実施の経年調査、中学校では1月実施のチャレンジテストに置きかえて設定し、それに向けた取り組みを始めていく旨が確認されたと認識している。これを受け、9月19日と25日に校長説明会において説明を行い、10月12日に各小中学校に通知を行った。各小中学校には、各調査で確実にPDCAサイクルを回していくことを伝えるとともに、本年度中に事務局から振り返りプリントを3回配信し、それを各小中学校において確実に実施することを指示している。振り返りプリントについては、各学校で印刷をして、それに向けた取組を教育課程内で行うよう指示をしている。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

数値目標の設定について説明する。前回、9月14日の総合教育会議で、大森特別顧問から

の提案があったが、学力を上げたかどうかの物差しが未確定であり、「学力向上指標」という言い方をしていた。教員別の学力向上指標、学校別の学力向上指標、音楽や美術などの学力テストの対象外の教員の指標の3つの指標をどうするかという課題があった。

例えば通塾率という要因だけでも、経年調査結果など学力の向上度に変動が生じることがあり、学力の向上度に対する教員の寄与度、貢献度を測定するには、さまざまな要因を分析した上で統計的な処理を施して算出する必要があると考えている。

学力に影響を与える要因として考えられるのが、本人の意欲、忍耐力などの非認知能力、家庭の経済状況、家庭環境、朝食の欠食率、通塾時間などの生活状況、学校や地域の取組など、さまざまな要因が学力に影響を与えると考えられる。

国の委託研究で行われた調査においても、家庭の社会的、経済的背景や学校・家庭・地域の取組と学力との関係について、それらの要因が学力に影響を与えることが明らかになっており、特に家庭の経済環境との相関が強いとされている。このような要因分析は他の自治体でも行われているが、全ての要因について分析した研究はなく、こうしたらいというコンセンサスがない状態である。客観的な指標を構築するためには、できるだけ多くデータを収集していく必要があるが、収集することが困難なデータも多いという課題がある。客観的な評価をしていくために、現在、ビッグデータの活用のためのワーキンググループをつくっており、今後活用について検討していきたいと考えている。

次に、この指標を活用した人事評価制度の方向性について説明する。まず、総合教育会議で合意されたスケジュールとしては、平成32年度の新人事評価制度で本格実施をし、平成33年度の給与反映を目指して進めることとなっている。

人事評価については、地方公務員法上、職員の個人の能力、業績を反映するものであり、公正性、公平性が求められる。今後検討していく学力向上指標には様々な課題もあることから、学力向上指標に教員の能力、業績以外の要素が含まれている場合、その指標を直接人事評価に反映することは、地方公務員法上課題があると考えている。これは指標の対象外である音楽や美術などの担当教員に係る客観的評価基準においても同様である。また、公平性、公正性の観点から、学力向上指標の対象となる教員と、対象とならない教員との間における評価基準についても同レベルのものが求められるが、学力向上指標と同レベルの客観的評価基準を作成することには非常に難しい問題があると考えている。

以上のことから、学力向上指標等を人事評価に反映させる対象職員の範囲をどうするのか、指標等をどのように人事評価に反映させるのか、について考えていく必要があると考

えている。反映の方法については、指標等の評価を人事評価に直結させるのか、それとも指標等を参考とすべき要素として位置づけて、校長がその他要素を勘案して評価するのか、どちらにするかを検討していく必要があると考えている。

人事評価に直結させるのであれば、指標を非常に厳密に考えないといけないが、後者の場合は、校長が子どもの状況や背景等を勘案して評価することになると考えている。

今後の方向性については2段階で考えている。1段階目として、制度の検討は今年度中に行う必要があるが、大森特別顧問からの提案内容をベースとした人事評価制度案については、リーガルチェックも受けながら、学力向上指標と客観的評価基準をどこまで厳密にできるかを勘案しつつ検討を進める必要があると考えている。

2段階目としては、6月の総合教育会議で議論したビッグデータの集積をこれから進めていき、国語・算数ワーキングなどの取組の検証も進めて、できる限り公正性、公平性を向上させるような指標、客観的評価基準の検討をしていくことが必要だと考えている。今年度中に制度設計をして試行実施はしても、指標の検討は引き続きやっていく必要があると考えている。

教育現場を預かる教育委員会としては、このような指標や制度を入れることによる現場の意識の変化や、採用等に与える影響なども把握しておく必要があると考えており、今後、現場の校長から意見聴取をする機会なども持ちながら、学校運営の面でどういう課題があるのかについても議論していきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【森末委員】** よくまとめていただきました。よくわかりましたが、どう決めていくか、非常に難しいですね。実際にできるのかという問題で、学力に影響を与える項目がたくさんあるなかで、完璧な指標をつくることは難しいと思います。人事評価に直結するのではなくて、校長の判断で総合判断するしかないとも思いますが、テスト対象外の教科の担当教員はどうするのかという問題もあります。

**【山本教育長】** 議論の前提として、公務員の給与制度で、どれだけ正しい指標が出来たとしても、上位の監督者を超えて、機械にはめ込んだような人事評価というのがあります。そもそも人事評価というものは、各学校の全体の運営管理の向上のために、1つずつの視点について、校長が全体の運営の中で評価をしていくものでないかという気がします。

【川本部長】 業績の評価をどう理解するかについて、学校にはいろいろな目標がありますので、やはり校長の目標と学校の目標はリンクしていないとおかしいのではないかと感じています。

【大竹委員】 現在の人事評価制度において、学力向上の部分というのは、全体のどれぐらいの割合を占めているのですか。その割合をもっと増やしていくことも1つのやり方ではありますが、今言われたように、学校を1つの運営体として見たときに、学校がどういう方向に進むのかを多角的に見れば、学力向上もありますし、いじめをなくすことなど項目がいろいろとあるわけです。その中で学力のところを、もう少し意識してやったらどうかというのが、市長の投げかけだと思います。ですから、指標について、精緻にすることがどれだけの意味があるのか、もう少し考えないといけないと思います。ただ、学校全体として、全体の責任を持っているのは校長ですので、校長の評価に使うことは、比較的理解が得られるのかなと思います。

教員について、ビッグデータで、あなたの担任している生徒はこれぐらい成績がよくなっていますよというのを、参考情報として校長に評価をしてもらうことは、非常に大事なことだと思います。

【井上部長】 今の制度ですと、仕事の成果のところでは教諭には目標管理で10%の割合を与えています。そこを学力に充てますと10%になります。また、授業力の評価が3割あります。ですから、全体の中で4割程度は、学力と授業力に関する指標といえるかと思えます。

【大竹委員】 4割としますと、やはり相当客観的で公平でないと、不満が出そうな気がします。大森顧問の案のように指標を人事評価に直結させるのであれば、よほど注意してやらないと、制度倒れになってしまうおそれがあると思います。制度的にがんじがらめになってしまって、変に教員の意欲を切ってしまうのはいかがなものかと感じます。

【川本部長】 さきほどあった授業力の項目は、どちらかというとな能力評価ですので、業績評価としては10%になります。

【井上部長】 10%程度であれば、いろいろな要素の1つとできると思いますが、授業力も含めて4割程度になりますと、かなり精度の高いものをつくっていく必要があると感じています。

【大竹委員】 そうですね。そうしないと、かえって教職員の意欲もおかしくなってしまうですね。

【平井委員】 評価指標を考えるときに、教員の個々に焦点を当てるのは、いかがかと思えます。生徒の力が伸びた要因は、教科担当の力もあるかもしれませんが、もしかすると保護者かもしれないし、学習塾かもしれません。つまり、複合的要因。

今は、AIが生徒の間違いをチェックして、類題を出して自己採点してくれるような時代です。そういった時代だからこそ、教科指導については、カリキュラムの基づくPDCAサイクルをつくって欲しいと思います。一方で生徒指導については、目に見えない部分があります。学校にはいろいろな児童・生徒がいるわけです。その子たちへのアプローチというのは、さまざまな指標があって、これはなかなか難しいです。ですから、生徒指導も含めて、やはりシステム評価を作らないといけないと思います。それがいわゆる安心・安全につながっていくと思います。ただし、教員個々の教科指導に関するシステム評価や、生徒指導に関するシステム評価は、教育委員会事務局ではなく校長がすべきだと思います。

校長の役割について、次期学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントが挙げられています。校長の役割はその学校自体の入口、中身、出口をきっちりと把握することです。教科指導の面と生徒指導の面において、システムの評価制度を構築していったら、それに基づいて校長が評価をして、その校長の評価に対して、保護者や、教職員、生徒など、さまざまな面から第三者評価を入れて評価していく必要があると思います。

ですから、数字で測って、数字が高いからこの先生は優秀と言うのはきわめて危険だと思います。例えば、各種検定の上級資格を持っている先生が優秀かということ、そうとは限りません。教員に対する評価というのは、やはり校長がすべきだと思います。校長や教頭を飛び越して、数値で教員個々の評価とすると、その数字は信用できるのですかとなくなってしまうので、そこを段階的に見られたほうがよいと感じます。

また、学力向上通信の発行や振り返りプリントをすると説明がありましたが、3回、4回のプリントでは短期記憶には入るかもしれませんが、長期記憶に入りません。例えば、強制ではなく奨励の形で、もっとたくさんものを、授業時間外でもやりたい人は勉強できるようにしてもいいのではという気がしました。

【水口部長】 ありがとうございます。今まで学校の中でこういったものが十分出来ていませんでしたので、意識づけをするためにも、今回はまずこの方法でさせていただいて、それ以外にも、教材データ配信システムがありますので、子どもたちの不得意なところ等についてはそういったものも活用してまいりたいと考えています。

【平井委員】 現場の校長先生の話聞いても、皆さん立派にやっておられます。ただ



し、生徒一人一人への落とし込みを、十分できているのかということです。制度があるのはわかりましたので、それをいかに徹底的に落とし込めるかということまで事務局で検討いただければと思います。

【山本教育長】 各学校が具体性を持って、とにかく「やろう」という機運を醸成することが必要だと思います。もともとのこの議論の発端は、これだけいろいろ投資もしているのに、なぜ毎年最下位で、その意識が変わらないのかという市長からの問題提起です。ですから、非常に高度な評価制度の議論になっていますが、皆で思いを一つにして取り組んで、それなりの結果が出れば、本当は落ちついた制度でいいのではという気がします。

【森末委員】 今考えている試行の内容は、事務局案としては、先ほど説明のあった各学校の数値目標をつくるということですか。

【川本部長】 これと人事評価は全くリンクしていません。学力を上げるために目標数値を各学校でつくって取り組むということと、学力の何らかの客観的な結果を人事評価に反映するということは、別の視点で考えています。

【森末委員】 前回の総合教育会議で、教育委員会にボールが投げられていて、試行を新年度にやらないといけない命題があるとすると、何ができるのか、ほんとうに時間がないので、抽象論ではなく具体的に詰めて検討していかないといけないと思います。新年度からできるのは精一杯ここまでです、というのを市長に返していく必要があると思います。

【平井委員】 もう学校に数値目標を通知したということですが、その数値に向かって、各学校が状況にあわせて何をやるかが、はっきりしないと伸びないと思います。前回の総合教育会議での市長のご意見は、全国学力テストではなくて、その先にある真の学力をつけたいという思いがあるなかで、どれぐらいの到達度があるのかを測る全国学力テストで最下位になっていることが不安だ、という話だと私は理解しています。数値目標を周知して、各学校が確実に上げられるならいいですが、いろいろな事情があってそうはいかない状況もあると思います。ですから、教育センターで誤答分析を行って問題を作成したり、例えば民間を活用して指導するといったことも検討されるとよいと思います。

【山本教育長】 本当に皆の現場の頑張りで、最下位からの脱出をして、議論のムードを変えていって、少し客観的だけでも現場のいろんな状況を総合的に勘案したような人給制度を確立して、平成32年度からきちんと入りたいというのが、私の率直な希望です。

【大竹委員】 総合教育会議のときの議論を見ると、やはり森末委員が言ったように、きちんと戦略を練って対応していかないといけないと思います。新聞などでは評価制度と

なっていますが、それは本質論でなくて、まず最下位を脱出するために何をするかということ、戦略を練って対応していく必要があると思います。

【森末委員】 市長の趣旨からいうとこれでしょう、という形に持っていく必要があると思います。

【林委員】 現場の先生方は、教育委員会がどう考えて、どうしていくのか、すごく注目されていると思います。前回の総合教育会議などから、学力がとてもクローズアップされていて、学力重視で評価していくんだという捉え方をしている人も多い気がしますので、そこはしっかり軌道修正して、そうではないということを発信しないといけないと思います。事務局の説明にありました、まず最下位を脱出するための取組をしていくことと、それが人事評価に直結しないということを今確認したわけですが、それを現場に伝えておかないといけないと思います。

【水口部長】 現在、小中学校とも校長会がありますので、そこへ担当者が行って、説明をして、今年度はこうですということの説明は改めてしているところです。

【平井委員】 具体的に各学校でどうしたいかを、校長会でまとめてもらってもよいと思います。やはり現場サイドで考えて、それを取りまとめるということを校長にしてもらわないと、結果は上がってこないという気がします。

【大竹委員】 少し計画的に考えないと間に合わないですね。今の段階でボールは教育委員会にあるわけですから

【山本教育長】 本日はこの案件はここまでにしたいと思います。

議案第96号「平成31年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度は昨年度と同じく、より高い専門性を持った人材を確保する観点から、筆答・実技の両テストをより重視した方法を実施している。第2次選考テストでは、筆答・実技・面接の各テストにおいて、合格基準点に達しないものが1つでもある場合は不合格としている。受験者数は、平成31年度は昨年度より230名の増となっている。合格者数は昨年度よりも198人の増となっている。これは、小学校養護教諭において、講師比率の抑制及び本務教員の適正配置、特別支援学級の増加により、定数を増員したことによるものである。

倍率は3.7倍となり、昨年より0.9ポイント減少している。これは小学校に

において、合格者数が昨年度と比べて大幅に増加したことが主な要因である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第97号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、体罰行為による懲戒処分に関する案件である。処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給6月としたい。

本件概要について、当該教諭は、男子ボールバレー部員である関係生徒A及び関係生徒Bに対して、持っていた靴を体育館の出口に向けて投げる威嚇行為を行うとともに、関係生徒Bに対しては、右手で左肩付近を押す体罰行為を2回行った。また、部員らが忘れ物をしたことを指導した際に、関係生徒B及び関係生徒Cに対し、少なくともそれぞれ2回、ノートで頭部をたたく体罰行為を行った。さらに、これらの体罰において、管理職への報告を怠った上に、校長から受けた聞き取りに際して、体罰行為を否定する虚偽の回答を行っている。なお、これらの体罰による関係生徒らへの傷害はなかった。

当該教諭の処分量定は、体罰・暴力行為に関する処分等の基準に基づくと、傷害がなく、児童・生徒の非違行為に対する行為が複数回の場合に該当し、行政措置として文書訓告に当たる。これをもとに、当該教諭は平成26年に、体罰行為により校長指導を受けていることから、加重プラス1、さらに本件体罰行為について管理職に報告していないことに加え、虚偽回答をしたことから、さらに加重プラス2としている。これに加え、当該教諭が関係生徒A及び関係生徒Bに対して行った靴を投げる行為が、指導・注意喚起の目的程度を逸脱した悪質な威嚇行為であるとの判断から、さらに加重プラス1とし、合計加重プラス4として減給6月に相当すると考えている。

校長の管理監督責任について、当該校長は「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」及び「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」について、部下の教職員に対して十分な周知・指導を行っていなかったほか、当該教諭の部員らへの指導状況についても全く把握していなかったことから、校長の職責に照らし、職務遂行上不十分な点があったと言わざるを得ず、行政措置として文書訓告が相当であると考えている。

なお、本件事案に関しては、平成29年3月21日付通知「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」に基づき、当該教諭を原則1年以上、部活動の指導からは外すことを考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 大阪では体罰の数がだんだん減ってきていますが、この先生は2度目ということですので、意識をしっかりと変えてもらわないといけないと思います。1年経ったらまた部活動顧問に復帰する可能性もあるのですか。

【井上部長】 復帰にあたっては、再度、当該教諭の反省状況等を勘案して、復帰の是非についてご判断いただくことを考えています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第98号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、小学校講師の保護者に対する性的言動による懲戒処分である。

処分内容は、地方公務員法第29条各号による懲戒処分として、停職1月としたい。

本件概要について、当該講師は、在籍児童の保護者に性的な行為をするとともに、当該保護者とLINEで職務に関係のないやりとりを勤務時間中に、累計10時間程度行った。なお、当該教員は、同僚の教員に威圧的な言動を行ったとして、本年8月に口頭注意を受けている。

処分量定については、大阪市職員基本条例第28条別表第36項により、教職員が児童等または保護者等に対し、性的言動を行うことは、停職、減給、または戒告とされている。類似事案についての過去事例も踏まえ、性的言動に至った諸々の事情や当該保護者とのLINEを勤務時間中に行う等、職務専念違反を行っていること等を総合的に勘案し、停職1月が相当であると考えている。なお、当該講師は退職の意向を示しており、発令と同日付で退職を認める予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 本件は量定的に少し軽過ぎるのではないですか。

【井上部長】 人事監察委員の意見でも、「1カ月が相当である」という意見と、「少し軽いのではないか」という意見がありました。ただ、体罰のように加重の基準が明確ではありませんので、総合的な判断として、加重を加えていって、停職1月程度が相当と考えま

した。職員基本条例上、停職が一番重い量定となっていますので、停職以上の量定は難しいと考えています。

【大竹委員】 停職の最大は何月ですか。

【井上部長】 1年です。人事監察委員からは、3カ月でも妥当と言える範囲の量定であるとの意見をいただいています。

【大竹委員】 今後の前例となることを考えると、1か月は軽すぎる気がします。

採決の結果、委員全員異議なく、処分内容を停職3月と修正したうえで可決。

議案第99号「職員の人事について」及び議案第100号「職員の人事について」を一括して上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

弘済小学校校長兼弘済中学校教頭について、一身上の都合により10月31日付をもって退職する旨を承認することとする。後任は、市教育センター指導主事 田中 佐知子を充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第101号「職員の人事について」及び議案第102号「職員の人事について」を一括して上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

西中島小学校校長について、一身上の都合により、10月31日付をもって退職する旨を承認することとする。後任は、指導部総括指導主事 小坂 元彦を昇任で充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第23号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

西中島小学校教頭について、10月19日付の健康審査会で休職が妥当との審査結果であった場合、10月23日付で同教頭の休職発令を行い、後任は指導部指導主事の岸本孝子を充てることとし、教育委員会教育長専決規則の第2条第1項により急施専決処分を行った上で、

同日付けで人事異動を発令いたしたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---